

# 青森県報

第二千七百八十八号

平成十九年  
六月四日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

基本測量の実施.....(監理課).....一

### 公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....(情システム課報).....一

右同.....( ).....二

右同.....( ).....二

右同.....( ).....三

右同.....( ).....三

建設業者の許可の取消し.....(建築住宅課).....四

右同.....(東青地域局).....四

右同.....(三八地域局).....四

右同.....(三八地域局).....四

右同.....(西北地域局).....五

右同.....( ).....五

### 出先機関

土地改良区の定款変更の認可.....(三八地域局).....五

### 公安委員会

警備員等の検定の実施.....(生活安全課).....五

## 告示

青森県告示第四百五十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 作業種類

基本測量(精密水準測量作業及び電子基準点現地調査作業)

### 二 作業期間

平成十九年五月十四日から平成二十年二月二十九日まで

### 三 作業地域

(精密水準測量作業)

青森市

(電子基準点現地調査作業)

西津軽郡 深浦町

## 公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等の賃貸借（レンタル）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 契約金額

一億五千八百四十六万七百五十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等の賃貸借（リース）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECリース株式会社

東京都港区芝五丁目二九の一

六 契約金額

一億五千四百四十八万九百三十四円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

全庁LANネットワーク機器等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一  
三 契約の方法  
随意契約

四 契約の相手方を決定した日  
平成十九年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所  
みちのくりーす株式会社

六 契約金額  
青森市本町二丁目七の一

七 随意契約の理由  
三千八百四十七万二十円

八 契約の相手方を決定した手続  
第一号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十條第一項  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした  
ものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令  
第三百七十二号）第四條に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一條の規定により次のとおり公示する。

平成十九年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量  
電子計算機による業務処理委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法  
随意契約

四 契約の相手方を決定した日  
平成十九年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社青森電子計算センター

六 契約金額  
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

七 随意契約の理由  
五千二百五十二万九千四百円

八 契約の相手方を決定した手続  
第二号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十條第一項  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした  
ものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令  
第三百七十二号）第四條に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一條の規定により次のとおり公示する。

平成十九年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量  
全庁LANサポートデスク業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法  
随意契約

四 契約の相手方を決定した日  
平成十九年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

五千七百三十三万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
三戸郡五戸町大字切谷内字大畑二五の三及び二五の六 三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の七七四の一部、一の七七五の一部、一の七七六の一部及び一の七七七の一部（第三工区）	八戸市大字新井田字林ノ上四の五 ホクト化学工業株式会社 三戸郡五戸町字古館二の一 五戸町長

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 浅田建築

二 氏名 浅田 要三郎

三 主たる営業所の所在地 青森市沖館四丁目一四の一六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第二二二七七号

五 取消年月日 平成十九年五月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年四月七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社東奥室内

二 代表者の氏名 小枝 一男

三 主たる営業所の所在地 八戸市下長三丁目一五の一七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第三〇二〇二一号

五 取消年月日 平成十九年五月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ホームビルド
- 二 代表者の氏名 池田 榮治
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字沢里字二ツ屋一の二七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一一八八六号
- 五 取消年月日 平成十九年五月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十九年四月十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社江良土建
- 二 氏名 江良 徳司
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市木造兼館青柳一七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第九二〇八号
- 五 取消年月日 平成十九年五月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可  
取消しの原因となった事実

平成十九年三月十五日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、田子町土地改良区の定款の変更を平成十九年四月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年六月四日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成十九年六月四日

青森県公安委員会委員長 橋 本 八 右 衛 門

## 一 検定の実施日時及び場所

## 1 実施日時

平成十九年九月二十二日(土) 午前九時から午後五時まで

## 2 場所

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

## 二 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第一条第六号に規定する貴重品運搬警備業務 二級

## 三 検定の定員

三十人(予定)

## 四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

## 五 検定の方法及び内容

## 1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

## 2 内容

## (一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。

(3) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(4) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (二) 実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(2) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 六 検定申請の手続き

## 1 検定申請の受付期間及び受付時間

## (一) 受付期間

平成十九年六月十九日(火) から同年七月十三日(金) までの間(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に規定する行政機関の休日を除く。)

## (二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

## (三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

## 2 検定申請書の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(二) 生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に存する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(三) 生活安全課又は刑事生活安全課

## 3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

## 4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

## 5 受検手数料

一万六千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

## 七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
  - 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
  - 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。
- 九 検定申請に関する問い合わせ先

- 1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五
- 2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭